

(おしらせ)

2 . 1 . 1 0  
防 衛 省

中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集  
活動の実施について

1 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」(令和元年12月27日閣議決定)を踏まえ、防衛大臣が準備を指示していたところ、準備完了時期の目途が立ったため、本日、防衛大臣が、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施を別添のとおり命じました。

命令の概要は、以下のとおりです。

- ・ 新たに編成する派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦1隻及び海賊対処行動に従事する派遣海賊対処行動航空隊のP-3C2機により情報収集活動を実施する。
- ・ 活動期間は令和2年1月20日から同年12月26日とする。ただし、派遣情報収集活動水上部隊の編成日は同年2月2日とし、同日以降速やかに活動海域に進出する。
- ・ 活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域を含む。)とする。

2 本命令を受け、派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦「たかなみ」は、2月2日以降速やかに出港、2月下旬に情報収集活動を開始できるよう調整します。また、1月11日に出国する派遣海賊対処行動航空隊の固定翼哨戒機P-3Cは、同月20日に情報収集活動を開始します。

(別添)

中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動  
の実施に関する自衛隊一般命令

- 1 中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶（日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。）の航行の安全を確保することは非常に重要である。

「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」（令和元年12月27日閣議決定）により、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、更なる外交努力、航行安全対策の徹底及び自衛隊による情報収集活動について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとされた。

これを踏まえ、令和元年12月27日に中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動（以下「情報収集活動」という。）の実施のための準備を指示したところ、準備完了の時期について目途が立ったことから、情報収集活動に必要な事項を以下のとおり命ずる。

- 2 自衛艦隊司令官は、以下により、情報収集活動を実施せよ。

- (1) 目的

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で緊張が高まっている状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要であるため、情報収集活動を行う。

- (2) 派遣部隊の編成等

ア 護衛艦（搭載する回転翼航空機を含む。以下同じ。）1隻により派遣情報収集活動水上部隊を編成せよ。ただし、部隊の交替を行う場合は、護衛艦2隻により派遣情報収集活動水上部隊を編成するものとする。

イ 派遣海賊対処行動航空隊を、海賊対処の任務に支障のない範囲で活用せよ。

- (3) 期間

令和2年1月20日から同年12月26日までの間

(ただし、派遣情報収集活動水上部隊の編成日は令和2年2月2日とし、同日以降速やかに(5)の活動海域に進出し、到着次第情報収集活動を開始するものとする。)

(4) 情報収集活動に用いる艦艇及び航空機

派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦1隻及び派遣海賊対処行動航空隊の固定翼哨戒機P-3C2機

(5) 活動海域

活動海域はオマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海(沿岸国の排他的経済水域を含む。)とする。上の三海域は、国際水路機関(IHO)刊行の「Limits of Oceans and Seas(1953年、第3版)」に定めるオマーン湾、北緯12度以北のアラビア海及びアデン湾のうち、沿岸国の領海基線から12海里を超える海域とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港するものとし、連絡要員等を通じ、所要の調整を行うものとする。

(6) 収集する情報

活動海域において、日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

(7) その他

派遣情報収集活動水上部隊が、諸外国軍隊との訓練、防衛交流又は海上における通常の航行に伴う基本的な訓練を行う場合は、情報収集活動に支障のない範囲でこれを実施するものとする。

3 不測の事態の発生など状況が変化する場合の対応

(1) 情報収集活動を実施している派遣情報収集活動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊の長は、不測の事態の発生など状況の変化を把握したときは、直ちにその状況を自衛艦隊司令官に報告し、別命に備えるものとする。

(2) 前号の報告を受けた自衛艦隊司令官は、当該事態の発生など状況の変化について直ちに統合幕僚長を通じて防衛大臣に報告するものとする。

4 部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載及び事前の適切な教育訓練等を通じ、部隊の安全の確保に万全を期するものとする。

5 衛生

派遣情報収集活動水上部隊に所属する隊員等の健康管理及び現地における

医療態勢に万全を期すよう所要の措置を講ずるものとする。

6 関係省庁との協力

自衛隊による情報収集活動が、政府の航行安全対策の一環として行われるものであることを踏まえ、情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁との協力について、統合幕僚監部等と連携を密にして対応する。

7 諸外国等との連携

情報収集活動を効果的に実施するため、連絡要員等も活用しつつ、諸外国軍隊等と必要な意思疎通や連携を行うものとする。

8 実施上の留意事項

情報収集活動の実施に当たっては、国際関係に重大な影響を及ぼす事態が生起しないよう配慮するとともに、所要の保全措置を講ずるものとする。

9 自衛隊中央病院長、各地方総監、教育航空集団司令官、システム通信隊群司令、海上自衛隊警務隊司令、海上自衛隊潜水医学実験隊司令、海上自衛隊東京業務隊司令、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第1術科学学校長、海上自衛隊第2術科学学校長、海上自衛隊第3術科学学校長、海上自衛隊第4術科学学校長、海上自衛隊補給本部長、自衛隊大湊病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊舞鶴病院長、自衛隊呉病院長、自衛隊佐世保病院長、自衛隊情報保全隊司令及び自衛隊指揮通信システム隊司令は、自衛艦隊司令官の実施する情報収集活動に関し、所要の支援を実施せよ。

10 この命令の実施に関し必要な細部の事項は、統合幕僚長に指示させる。

防衛大臣 河野 太郎